

# 経団連提言「裁量労働制の拡充を求める —柔軟で自律的な働き方をさらに広げるために—」(2026年5月19日) 【概要】

柔軟で自律的に働ける環境を整備し、働き甲斐を高めるために、「労働時間をベースとしない処遇」を可能とする裁量労働制の拡充が必要

## 1. 見直しの背景

- ✓ 厳しい労働供給制約に直面するわが国の労働生産性はG7最下位
- ✓ 生成AIが急速に普及し仕事の内容・質が変化中、創造的・非定型の業務が拡大。労働時間と成果が必ずしも比例せず、労働時間に比例した処遇が適さない業務が増大。
- 労働時間法制のアップデートが必要

裁量労働制の拡充により  
働き手の能力の最大発揮と  
成長意欲を一層喚起  
▶ 生産性の向上

## 2. データでみる効果・ニーズ



- ✓ 回帰分析の結果、制度適用により労働時間が著しく長くなる影響があるとはいえない。出典：厚生労働省「これからの労働時間制度に関する検討会報告書」(2022年7月15日)
- ✓ 適用希望の理由として「メリハリをつけて自分のペースで働きたい」との回答が最多(79.3%)。出典：経団連調査(2025年11月)

## 3. 適用対象に追加すべき業務

企業ニーズの高い業務

非対象業務が一部混在する業務

課題解決型提案業務

シェアードサービス業務

▶対象業務の範囲が狭く、制度が十分活用されていない課題に対応

## 4. 裁量労働制の拡充のあり方

裁量労働制の拡充にあたっては、現在適切に運用している企業の取組みを参考に、長時間労働防止、処遇確保の濫用防止策を組み込んだ見直しを行うべき



### 長時間労働防止

企業事例：労働時間が一定基準を超えることが恒常的となっている場合には、裁量労働制の適用を一旦外し、長時間労働になることを防ぐ



### 処遇確保

企業事例：制度導入時に、適用前の適用労働者の平均残業代をベースに予算化された裁量労働手当を毎月支給

経団連は、労働者側と建設的に議論しながら、適正な運用と制度普及に向け一層取り組む